## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次の大規模 小売店舗の廃止の届出について公告する。

令和3年1月28日

岡山市長 大森 雅夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 山陽マルナカ東古松店所在地 岡山市北区東古松五丁目383番地17 外
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社山陽マルナカ住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛
- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 1,611㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日(廃止年月日) 令和2年1月31日
- 6 変更する理由 店舗閉鎖のため
- 7 届出年月日 令和3年1月22日